

# 国立大学法人愛媛大学利益相反に関する基本方針

平成18年4月1日  
規則第108号

国立大学法人愛媛大学責務・利益相反に関する基本方針（平成16年4月1日制定）の全部を改正する。

## 1. 目的

国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）は、基本目標の1つとして、高度な学術研究と次代を担う人材の育成を通し、これからの社会の文化、福祉、産業の一層の発展に貢献するとともに、地域にある学術拠点として、地域から学びつつ、その学術成果を地域に還元することを目的としている。

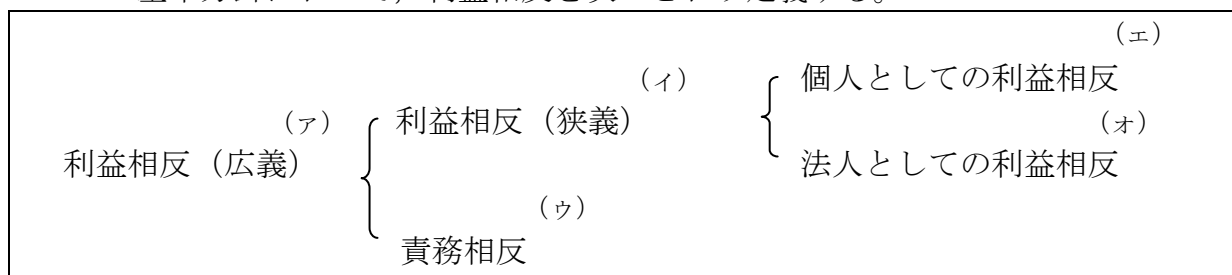
法人の使命は、教育・研究・社会貢献であり、その社会貢献の一形態が産官学連携である。法人が産官学連携活動を含む社会貢献（以下「社会貢献」という。）を推進するに際しては、法人と企業等の目的や役割の相違から、いわゆる利益相反が生じる。

したがって、法人の職員等は、社会貢献を積極的に推進するに際しては、利益相反が不可避免的に発生することを十分に認識し、適切に対応することが求められる。

この基本方針の目的は、法人と職員等の行動を制約することではなく、法人と職員等が利益相反の疑いを持たれることを防ぐことにより、法人として社会からの信頼を維持しつつ、社会貢献を公正かつ積極的に推進する環境を整備することにある。

## 2. 定義

この基本方針において、利益相反を次のとおり定義する。



ア) 広義の利益相反

狭義の利益相反（イ）と責務相反（ウ）の双方を含む概念をいう。

イ) 狭義の利益相反

職員等及び法人が産官学連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という法人における責任が衝突・相反している状況をいう。

ウ) 責務相反

職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、法人における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。

エ) 個人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、職員等個人が得る利益と職員等個人の法人における責任との相反をいう。

オ) 法人としての利益相反

狭義の利益相反のうち、法人組織が得る利益と法人組織の社会的責任の相反をいう。

3. 利益相反の基本的な考え方

- (1) 法人は、職員等の技術移転活動に対する貢献を奨励し、評価に反映するとともに、職員等は、技術移転を積極的に推進する。
- (2) 法人は、技術移転活動の産官学連携の推進を公正かつ効率的に行うために、職員等の利益相反が深刻な事態に陥らないよう適正に管理を行い、解決のための措置を講じる。この場合、法律的には合法であっても、公正かつ効率的な産官学連携の推進のため、法人への社会的信頼に則って妥当かどうかの基準を明確にし、遵守するという考え方に基づいて、利益相反の管理を行う。
- (3) 法人は、利益相反の管理について、企業等外部に対しても理解と協力を求め、利益相反問題の円滑な解決を図ることにより、社会貢献を推進する。
- (4) 職員等は、社会貢献を推進するあまり、教育・研究をおろそかにしてはならず、社会貢献のための外部活動と教育・研究活動のための時間及びエネルギーの配分については、十分に留意しなければならない。
- (5) 職員等は、社会貢献を優先させることによって教育の機会が狭められたり、学生の独自性と学問の探究が阻害される等、教育面で支障が生じないように、最大限の配慮を行う。
- (6) 職員等は、大学人としての誇り、知性と良識を基本とし、法人の就業規則、倫理規程、兼業規程等の関連諸規則に則り活動することにより、利益相反状況に対し適切に対処するものとする。

4. 利益相反管理の対象

(1) 対象となる職員

ア) 法人の役員及び職員

イ) 法人において研究等を行うことを目的に、所定の手続を経て受入を許可された者（国立大学法人愛媛大学共同研究取扱規則第7条に規定する民間等共同研究員を除く。）

ウ) 利益相反管理委員会が指定する者

(2) 対象事項

ア) 兼業活動を行う場合

イ) 報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合

ウ) 職員等自身に帰属する発明の技術移転を行う場合

エ) 共同研究及び受託研究に参加する場合

オ) 寄附金及び設備物品の供与を受ける場合

カ) アからオに掲げる場合における相手方に対する施設及び設備の利用を提供する場合

キ) アからオに掲げる場合における相手方から物品を購入し、又は役務の提供を受ける場合

ク) その他利益相反管理委員会が指定する場合

## 5. 利益相反管理体制

### (1) 利益相反管理委員会の設置

法人の利益相反管理に関する重要事項を審議・決定する組織として、愛媛大学社会連携推進機構（以下「推進機構」という。）の下、利益相反管理委員会を設置し、委員長を学長が指名する理事，副学長又は学長特別補佐とする。

### (2) 利益相反専門委員会の設置

法人の利益相反に関する専門的事項を調査審議及び処理する組織として、利益相反管理委員会の下、利益相反専門委員会（ただし、医学部，附属病院，プロテオサイエンスセンター（重信地区），学術支援センター（重信地区）及び総合健康センター（以下「医学部等」という。）に係る業務を除く。）を設置する。

### (3) 医学部等利益相反専門委員会の設置

医学部等における法人の利益相反に関する専門的事項に加え、臨床研究等その特性に起因する専門的事項について調査審議及び処理する組織として、医学部に医学部等利益相反専門委員会を設置する。

### (4) 利益相反相談室の設置

ア) 法人の利益相反に関する事項に対し適切な指導，助言等を行うため，推進機構の下，利益相反相談室を設置する。

イ) 利益相反相談室に，弁護士，弁理士，公認会計士，医療分野の専門家等その他の学識経験者からなる利益相反アドバイザー及び担当事務職員を置く。

## 6. 利益相反に関する自己申告書の審議及び審議結果に対する不服申立て

(1) 利益相反管理委員会は，職員等から提出された自己申告書を審議する。

(2) 職員等は，利益相反管理委員会の審議結果に不服がある場合は，異議申立て又は再審議請求を行うことができる。

## 7. プライバシーの保護

利益相反管理委員会並びに利益相反専門委員会及び医学部等利益相反専門委員会は，職員等及びその親族等のプライバシー保護の観点から，報酬，資産等に関する自己申告書の内容及び審議結果の公開については，情報公開取扱規程，開示・不開示請求の判断基準等関連諸規則等に従い取り扱うものとする。

## 8. 情報の開示

利益相反管理委員会は，利益相反の管理状況について内外に開示する。

## 9. 研修の実施

利益相反専門委員会及び医学部等利益相反専門委員会は，新任教員研修を始めとする各種研修会等の場において，利益相反問題に関する適切な対処に必要な研修を行うものとする。

## 10. 見直しの実施

国内外の経済情勢の変動や地域社会の変化，社会通念の変化，法令の改正，学内諸規則・ポリシーの改正，利益相反事例の蓄積状況や利益相反アドバイザーの指摘等に適切に対応するために，この基本方針の見直しを適宜実施するものとする。

附 則

この基本方針は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は，平成27年4月1日から施行する。